

旅館さわき 宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 旅館さわきが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
 2. 旅館さわきが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
-

第2条 宿泊契約の申込み

1. 旅館さわきに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 宿泊料金
 4. 連絡先
 5. その他当館が必要と認める事項
 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
-

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、旅館さわきが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただくことがあります。
 3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当します。残額がある場合は、第11条の料金の支払い時に返還します。
 4. 第2項の申込金を当館が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、当館がその旨を宿泊客に告知した場合には限りません。
-

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、旅館さわきは、契約の成立後、申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取

り扱います。

第5条 施設における感染防止対策への協力の求め

旅館さわきは、宿泊しようとする方に対し、旅館業法その他関係法令に基づき、感染防止対策その他必要な協力を求めることがあります。

第6条 宿泊契約締結の拒否

旅館さわきは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする方が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力
 2. 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体
 3. 役員等が反社会的勢力に該当する法人その他の団体
5. 宿泊しようとする方が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそのおそれがあるとき。
6. 宿泊しようとする方が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、社会通念上不相当な要求又は言動を繰り返し行ったとき。
7. 宿泊しようとする方が、特定感染症の患者等に該当するとき、又は関係法令に基づき宿泊を拒むことができる事由に該当するとき。
8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
9. 当館所在地の条例その他法令に定める宿泊拒否事由に該当するとき。

改正旅館業法では、カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を繰り返す場合などが宿泊拒否事由に追加されています。厚生労働省は、不当な割引や契約にない送迎などの過剰なサービス要求、長時間の不当要求、暴言・脅迫・土下座要求などを例示しています。

第7条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、旅館さわきに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部が解除された場合、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
3. 宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第8条 旅館さわきの契約解除権

1. 旅館さわきは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 1. 宿泊客が、宿泊に関し、法令、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 3. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 4. 宿泊客が従業員に対し、社会通念上不相当な要求又は言動を繰り返し行ったとき。
 5. 宿泊客が特定感染症の患者等に該当するとき、又は関係法令に基づき宿泊を拒むことができる事由に該当するとき。
 6. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
2. 旅館さわきが前項の規定に基づき宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の責めに帰すべき事由による解除の場合、損害賠償を請求することがあります。

第9条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、旅館さわきのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 3. 出発日及び出発予定時刻
 4. その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、電子決済等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時に提示又は申告していただくことがあります。

第10条 客室の使用時間

1. 宿泊客が旅館さわきの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室使用に応じることがあります。この場合には、当館所定の追加料金を申し受けます。

第11条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、公式ウェブサイトに掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード、電子決済、宿泊券その他これに代わり得る方法により、宿泊客の出発時又は当館が請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 利用規則の遵守

宿泊客は、旅館さわき内においては、当館が定めて館内に掲示又は備付けした利用規則に従っていただきます。

第13条 営業時間

1. 旅館さわきの主な施設等の営業時間は、客室内の案内、又は公式ウェブサイト等でご案内します。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第14条 旅館さわきの責任

1. 旅館さわきは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、法令に基づく防火管理及び安全管理に努めます。

第15条 契約した客室を提供できないときの取扱い

1. 旅館さわきは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室を提供できないことについて当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第16条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、旅館さわきはその

損害を賠償します。

2. 宿泊客が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品で、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。

第 17 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って旅館さわきに到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントでチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めます。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め 90 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 飲食物、新聞、雑誌、衛生用品その他保管に適しない物については、前項にかかわらず、当館の判断により処分することがあります。

第 18 条 駐車場の責任

宿泊客が旅館さわきの駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の有無にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 19 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により旅館さわきが損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

第 20 条 個人情報の取扱い

1. 旅館さわきは、宿泊客から取得した個人情報を、宿泊サービスの提供、予約管理、本人確認、料金精算、問い合わせ対応、法令に基づく宿泊者名簿の作成、及び当館サービスの向上のために利用します。
2. 当館は、法令に基づく場合を除き、宿泊客の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
3. 個人情報の管理については、関係法令に従い、適切な安全管理措置を講じます。

第 21 条 反社会的勢力の排除

1. 宿泊客は、自己又は同行者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するも

のとします。

2. 宿泊客又は同行者が反社会的勢力に該当することが判明した場合、旅館さわきは、何らの催告を要することなく宿泊契約を解除することができます。
3. 前項により契約を解除した場合、当館は、宿泊客に生じた損害について責任を負いません。

第22条 免責事項

1. 天災、地変、火災、停電、通信障害、交通機関の停止、感染症の流行、行政機関による命令・要請その他当館の責めに帰すべき事由によらない事由により宿泊サービスの全部又は一部を提供できない場合、当館はその責任を負いません。
2. 当館の無料サービス、通信設備、インターネット接続等の利用により宿泊客に損害が生じた場合、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、当館は責任を負いません。

第23条 台風・災害等によるキャンセルの取扱い

1. 台風、豪雨、地震、津波、大雪その他の自然災害、交通機関の大幅な運休又は欠航、道路の通行止め、行政機関による避難指示その他これらに準ずる事由により、宿泊客が当館に到着することが著しく困難又は不可能となった場合、当館は、宿泊客からの申出に基づき、キャンセル料の全部又は一部を免除することがあります。
2. 前項の取扱いは、気象庁、交通機関、道路管理者、行政機関その他公的機関又はこれに準ずる機関が発表する情報を参考に、当館が個別に判断します。
3. 台風等の接近又は悪天候が予想される場合であっても、交通機関の運行状況、道路状況、宿泊客の出発地及び到着予定時刻その他の事情により、当館への到着が可能と判断される場合には、通常のカンセル規定を適用することがあります。
4. 当館が、台風、災害、施設の損壊、停電、断水、交通遮断その他やむを得ない事由により宿泊サービスの提供が困難又は不可能と判断した場合、当館は宿泊契約を解除することがあります。この場合、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
5. 旅行会社、予約サイトその他第三者を通じて成立した予約については、当該第三者の定める取消規定又は返金規定が適用される場合があります。

別表第1 違約金・キャンセル料

個人宿泊客の場合

契約解除の通知を受けた日 違約金

不泊	宿泊料金の100%
当日	宿泊料金の100%
前日から3日前まで	宿泊料金の50%
4日前から6日前まで	宿泊料金の10%
7日前以前	無料

団体宿泊客の場合

※15名以上を団体とします。

契約解除の通知を受けた日 違約金

不泊	宿泊料金の100%
当日	宿泊料金の100%
前日から3日前まで	宿泊料金の80%
4日前から6日前まで	宿泊料金の50%
7日前から14日前まで	宿泊料金の10%
15日前以前	無料

備考：

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分、初日分、の違約金を収受します。
3. 団体宿泊客の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の7日前、その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日、における宿泊人数の10%にあたる人数については、違約金をいたしません。端数が出た場合は切り上げます。
4. 特別プラン、繁忙期、貸切、長期滞在、旅行会社・予約サイト経由の予約については、別途定める取消規定が優先される場合があります。

附則

この宿泊約款は、2025年1月1日から施行します。

旅館さわき

所在地：愛媛県今治市大三島町宮浦 5460

電話番号：0897-82-0153

代表者：菅 一彌